

○令和3～5年度における地域区分の適用地域(障害児サービス)

		見直し後の障害者の地域区分							
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (20%)								
	2級地 (16%)								
	3級地 (15%)								
	4級地 (12%)								
	5級地 (10%)					大津市、草津市			
	6級地 (6%)						彦根市、守山市 甲賀市、栗東市		
	7級地 (3%)							長浜市、東近江市、野洲市、湖南市、	
	その他 (0%)							高島市、日野町	近江八幡市、米原市、多賀町、竜王町 愛荘町、豊郷町、甲良町

